

令和4年8月29日

市内小・中学校 保護者 各位

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘
(公印省略)

オミクロン株の感染拡大に伴う座間市立小中学校における出席停止等の取扱いについて
(通知)

日頃より、本市教育行政に御理解と御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、令和4年2月9日付で発出した「オミクロン株の感染拡大に伴う座間市立小中学校における学級閉鎖等の当面の対応について（通知）」に基づき学級閉鎖等を実施しているところですが、神奈川県教育委員会のオミクロン株が主流である間の県立学校における児童生徒の陽性が確認された場合の当面の対応を踏まえ、本市教育委員会は、出席停止期間について、現在、次のとおりに対応しています。

2学期においても、引き続き、これまでの感染予防対策を徹底し、教育活動を実施してまいりますので御理解と御協力をお願いします。

○ 出席停止期間について

	対象者	期間
1	罹患した児童・生徒等 (セルフテスト等により陽性が判明した者含む)	・発症日を0日として翌日から10日間（体調により延長もあり） ・無症状患者の場合は検査日から7日間。ただし、10日を経過するまでは、検温等の健康状態の確認を行うこと。（なお、検査時は無症状でも、療養中に症状が出現したら、発症日を0日としてカウントし直し10日間の療養とする。）
2	濃厚接触者	・患者の感染可能期間内 ^{※1} に患者と接触した最終日を0日として翌日から5日間。ただし、7日を経過するまでは検温等の健康状態の確認を行うこと。 ・同居する家族等の濃厚接触者とされた児童・生徒等については、感染者の発症日又は感染対策を講じた日を0日として、いずれか遅い方から5日間発症がない場合に解除。
3	発熱等の風邪症状がみられる者 (上記1～2に該当しない場合に限る)	原則、症状が改善するまで (医療機関の受診又は自宅での休養を勧奨)
4	同居の家族に発熱等の風邪症状があるなど感染の可能性について保護者等から申し出があった者	原則、当該家族の症状が改善するまで ※学校保健安全法第19条による出席停止ではなく、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

※1 感染可能期間内：有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は検体採取日の2日前から、診断後に隔離開始されるまでの間。

事務担当 座間市教育委員会
学校教育課保健給食係
電 話 046-252-8749 (直通)